

令和7年第3回臨時会

# 高森町議会 4月臨時会会議録

令和7年4月30日開会

高 森 町 議 会

4月30日（水）  
（第1日）

## 令和7年第3回高森町議会臨時会（第1号）

令和7年4月30日  
午前10時00分開会  
於 議 場

### 1. 議事日程

町長あいさつ

開会（開議）宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名

2 番 武田 栄喜君

3 番 児玉 幸之助君

日程第 2 会期の決定

(1) 会 期（1日間）

自 令和7年4月30日

至 令和7年4月30日

(2) 会期及び審議の予定

月 日	会議の種類	備 考
4月30日（木）	本会議	議案審議

日程第 3 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて

【職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正】

日程第 4 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて

【高森町税条例の一部改正】

日程第 5 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて

【高森町国民健康保険税条例の一部改正】

日程第 6 承認第 4号 専決処分の承認を求めることについて

【令和6年度高森町一般会計補正予算】

日程第 7 承認第 5号 専決処分の承認を求めることについて

【令和6年高森町国民健康保険特別会計補正予算】

日程第 8 承認第 6号 専決処分の承認を求めることについて

【令和6年高森町後期高齢者医療特別会計補正予算】

日程第 9 承認第 7号 専決処分の承認を求めることについて

【令和6年度高森町介護保険特別会計補正予算】

- 日程第10 承認第 8号 専決処分の承認を求めることについて  
【令和6年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算】
- 日程第11 承認第 9号 専決処分の承認を求めることについて  
【令和6年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算】
- 日程第12 同意第 4号 高森町職員懲戒審査委員会委員の選任について
- 日程第13 議案第40号 令和7年度高森町一般会計補正予算について

2. 出席議員は次のとおりである。(10名)

- |    |          |     |         |
|----|----------|-----|---------|
| 1番 | 白石 豊和 君  | 2番  | 武田 栄喜 君 |
| 3番 | 児玉 幸之助 君 | 4番  | 佐藤 武文 君 |
| 5番 | 甲斐 節男 君  | 6番  | 後藤 巖 君  |
| 7番 | 牛嶋 津世志 君 | 8番  | 後藤 三治 君 |
| 9番 | 本田 生一 君  | 10番 | 佐伯 金也 君 |

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(14名)

- |                |         |         |         |
|----------------|---------|---------|---------|
| 町 長            | 草村 大成 君 | 教 育 長   | 古庄 泰則 君 |
| 副 町 長          | 沼田 勝之 君 | 総 務 課 長 | 岩下 雅広 君 |
| 会 計 課 長        | 今村 親助 君 | 農林政策課長  | 芹口 孝直 君 |
| 健康推進課長         | 津留 大輔 君 | 生活環境課長  | 二子石 誠 君 |
| 住民福祉課長         | 石田 昌司 君 | 建 設 課 長 | 土井谷 顕 君 |
| 教育委員会事務局長      | 村上 純一 君 | 税 務 課 長 | 眞原 友紀 君 |
| 政策推進課長兼TPC事務局長 | 住吉 勝徳 君 |         |         |
| 総 務 係 長        | 本川 司 君  | 財 政 係 長 | 児玉 明 君  |

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名(2名)

- |        |         |         |         |
|--------|---------|---------|---------|
| 議会事務局長 | 緒方 久哉 君 | 議会事務局係長 | 久保田 一也君 |
|--------|---------|---------|---------|

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（牛嶋津世志君）おはようございます。

会議に先立ちまして、4月1日付で新たに役職へ就任及び執行部で異動のあった方に改めて自己紹介をお願いいたします。副町長、農業委員会長、総務課長、政策推進課長兼TPC事務局長、建設課長、前においでいただけますか。

（「順次」と呼ぶ者あり）

○議長（牛嶋津世志君）じゃあ、副町長からお願いいたします。

○副町長（沼田勝之君）おはようございます。

4月1日から草村町長の補佐役として副町長を務めております沼田です。大役を仰せつかうことになり、大変恐縮しております。身の引き締まるところでおります。これから町長の施策に基づきまして、小さくても持続可能なまちづくり、また、町の諸課題解決についても取り組んでまいりたいと思います。

しかしながら、それには二元代表制であり、ここにおられます議員の方々の御協力がなければ達成することができません。職員の長い間、皆様にも御協力いただきましたが、これからも引き続き御協力をお願いいたしまして、御挨拶いたします。今後ともよろしくお願いいたします。お世話になります。

○議長（牛嶋津世志君）農業委員会長、芹口民雄さん。

○農業委員会長（芹口民雄君）皆様、おはようございます。

4月1日をもって農業委員会会長になりました芹口民雄でございます。草村町長をはじめ議員の皆様方には、日頃より高森町の発展のために御尽力いただきまして、誠にありがとうございます。心よりお礼申し上げます。

農業委員会は、農業、農村を守り、健やかな健全な農業発展のために今後努力をしていく所存でございます。

また、法令順守を守り、高い理念を持っていくというのが理念でございます。どうぞ農業委員会のますますの発展のためにも皆様の御努力と御支援をよろしく願い申し上げ、私の挨拶いたします。今後ともよろしくお願いいたします。

○議長（牛嶋津世志君）総務課長、岩下雅広君。

○総務課長（岩下雅広君）おはようございます。

4月1日付で総務課長を拝命いたしました岩下です。重責でございますけれども精いっぱい務めさせていただきたいと思っております。今後ともよろしくお願いいたします。

○議長（牛嶋津世志君）政策推進課長兼TPC事務局長、住吉勝徳君。

○政策推進課長兼TPC事務局長（住吉勝徳君）おはようございます。

4月1日より政策推進課長兼TPC事務局長を拝命いたしました住吉といたします。

分からないことばかりですが、皆さんと御協力してやっていきたいと思いを。  
よろしく願いいたします。

○議長（牛嶋津世志君）建設課長、土井谷顕君。

○建設課長（土井谷 顕君）おはようございます。

4月1日より建設課長になりました土井谷と申します。恐らく、高森町出身じゃない者が課長になるのは初めてなんじゃないかと思っております。

しかし、町民のサービス向上に対する思いはほかの職員さんと変わらないと思っておりますので、今後ともどうぞよろしくお願い致します。

○議長（牛嶋津世志君）ここで農業委員長は退席されます。ありがとうございました。

（農業委員長 退席）

○議長（牛嶋津世志君）続きまして、町長の挨拶をお願いいたします。町長、草村大成君。

○町長（草村大成君）おはようございます。

令和7年高森町議会第3回臨時会の開会に当たり一言御挨拶を申し上げます。

先月の3月定例議会以来、議員の皆様には大変お忙しいところ御参集いただき、誠にありがとうございます。

また、昨日も子ども第三の居場所の開所式に参加いただきまして、お礼を申し上げたいというふうに思っております。

3月定例会で御承認いただきました、先ほど御挨拶をなされました沼田副町長を迎え、令和7年度の新年度がスタートしております。沼田副町長には、これまでの豊富な行政経験と知識を生かし、町の発展に寄与していただけるものと期待をしているところでございます。

国の当初予算が、御存じのように例年とちょっと違う形で下りてきております。県のほうもバタバタしてる状況でありまして、全ての日程が肌感では少し遅れ気味になってるのではないかなというふうに考えておりますので、県民、そして市町村民に届く各種施策、サービス等が遅れないように努めていくべきではないかというふうに考えておるところでございます。

また、5月、6月は、非常に総会シーズンになりまして、7月ぐらいまで食い込んでまいります。コロナ禍明けて、いよいよ全体的な対面での総会だったり会合が増えてきておるところでございますので、しっかり出れるところには出て意見をしっかり出していければというふうに考えておるところでございます。

また、町内に至っては、各学校や園では、もちろん入学式、入園式が行われ、元気に登校しているところでございます。

また、先般、スクールバスの事故ではない故障によって、若干、御不安を与えたところだと思っておりますが、ある程度年数がいってるバスでございますので、引き続き

整備をやっていきながら、故障がないように努めていければというふうを考えてるところでございます。

また、県立高森高校においても、いよいよ今年度で4月1日から全学年にマンガ学科の生徒、普通科グローバル探求コースの生徒が在学するようになりました。全校生徒数が221名となり、ほぼフルの状態に近い状態になっております。校舎の建築も進んでおります。今後、この県立高森高校、現在、県内で県立高校のあり方検討委員会の答申が県教育委員会から方向性が示されておりますが、県立高森高校においては、十分クリアしてるのではなかろうかというふうを考えているところでございます。町内に高校生がたくさん入ってきておりますし、また、南阿蘇鉄道の利用も非常に通学定期が伸びているわけでございますので、ウインウインの形が出来上がってるのではないかなというふうを考えているところでございます。

また、4月1日付で、先ほど御紹介の御挨拶がありました。御自身で、機構改革を行って、新たな体制の下で町民の皆さんに対してよりよいサービスを持続的に提供できるように努めてまいりたいというふうを考えております。先ほど御挨拶をなされた新規採用職員5名を迎え入れることになりましたが、新しい風として期待をしているところでございます。

また、国土交通省のほうから直轄砂防を高森町の中に入っておりますので、職員を1人国交省の担当の職員さんが出向で来ていただいて、砂防以外もやっていただくという形になるかというふうを考えております。

また、熊本県からは非常に優秀な職員を派遣していただくことになりました。前段の楠田係長の後の同じ子ども未来係の係長ということで、県としては子ども未来係を県がやってるわけではないという方向性で多分考えられているかというふうに思っておりますが、楠田さんがやられた施策をさらにバージョンアップするという意味で、多方面からの見識・知識を持たれてる新しい県の職員さんに同じポジションでやっていただくということでお願いをしたわけでございます。町政運営において、これが一つの正解になるように頑張りたいというふうを考えております。

さて、本日の臨時会に御提案いたします案件は、条例改正並びに補正予算に係る専決処分の承認9件、同意1件、補正予算に伴う議案の1件の計11件でございます。御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げまして、御挨拶といたします。

○議長（牛嶋津世志君）ありがとうございました。

それでは、本日の出席議員が定足数に達しておりますので、ただいまから令和7年第3回高森町議会臨時会を開会いたします。

なお、会計課長、今村親助君からは欠席届が出されておりますので、御報告いたします。

これから、本日の会議を開きます。本日の会議は、お手元に配付しております議事日程のとおり行います。

-----○-----

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（牛嶋津世志君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、2番、武田栄喜君、3番、児玉幸之助君を指名いたします。

-----○-----

#### 日程第2 会期の決定

○議長（牛嶋津世志君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日4月30日の1日にしたいと思っております。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日と決定いたしました。

-----○-----

#### 日程第3 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて

（職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

○議長（牛嶋津世志君） 日程第3、承認第1号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。総務課長、岩下雅広君。

○総務課長（岩下雅広君） 承認第1号で御提案いたしました、専決第1号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について御説明いたします。

今回の一部改正につきましては、育児休業、介護休業等、育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律が、令和7年4月1日から施行されることに伴いまして、条例の一部改正を行うものでございます。

具体的な改正内容につきましては、時間外勤務等の所定外労働の制限の対象の子を3歳未満から小学校就学前の子に拡大するなど、男女を問わず希望に応じた仕事と育児、介護の両立をかなおうとするための改正を行うものでございます。

この条例の一部改正につきましては、地方自治法第96条第1項第1号の規定に

より、議会の議決を経る必要があることから、今回、御提案するものでございます。

以上、専決いたしました内容について御説明申し上げましたが、御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（牛嶋津世志君）提出者の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。10番、佐伯議員。

○10番（佐伯金也君）10番、佐伯です。

これでいきますと、改正前は3歳までだったんですが、今後は小学校に入学するまでということとなっております。これは上位法の改正でそういうふうにならざるを得ないから、やっぱり行政側が率先してやっていくというのは当たり前のことでありますけれども、現状、うちの職場を見ておると、なかなか職員の皆さんたち大変忙しくしてるわけです。そうした中において、休暇を取る範囲が広がってくると、取られたところの部署の応援等についてどういうふうにならざるを得ないのかなというのに不安があります。この休暇を取ろうとするときに、おおむね規定があったと思うんですけれども、何か月前とか何日前とかにこの休暇を取りたいというのを、要するに総務課のほうに申請をしなければならぬと思うんですけれども、その期日については大体何か月以内ぐらいに申請を出せばいいものなのか。

それと、そういう休みを取られた場合、対応はどうなるのかということをお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（牛嶋津世志君）総務課長、岩下雅広君。

○総務課長（岩下雅広君）10番、佐伯議員の御質問にお答えいたします。

この条例改正におきまして該当いたします子の看護休暇等につきましては、勤務職員の勤務時間休暇等に関する規則というのがございまして、その規則のほうで今まで病気等、けが等の看護休暇ということで申し出がある場合に休暇を与えるとなっております。特別休暇のほうでですね。それに加えまして、上位法の改正に伴いましてこの規則の改正を行い、新たに感染症に伴う学級閉鎖等、あと、小学校の入学式又は運動会等の行事にもこの特別休暇で休暇を取れるようになっております。

あと、この条例改正に伴う休暇の申し出につきましては、今現在、お子さんを出産されるに当たって、産前産後の申し出等がありますけれども、その場合には大体3か月前という規定がございまして、その規定はこの条例改正を行った後も変わらないでいこうと思っておりますが、この看護休暇等に関しましては、前日までに休暇届を出していただくようにしております。

以上です。

○議長（牛嶋津世志君）ほかに質問はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）討論なしと認めます。

これから承認第1号、専決処分の承認を求めることについて採決を行います。

お諮りします。本件については承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）異議なしと認めます。したがって、承認第1号、専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定いたしました。

-----○-----

日程第4 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて  
(高森町税条例の一部改正)

○議長（牛嶋津世志君）日程第4、承認第2号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。税務課長、眞原友紀君。

○税務課長（眞原友紀君）おはようございます。

承認第2号で報告いたします。専決いたしました高森町税条例の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。

今回の一部改正につきましては、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律が令和7年3月31日に公布され、令和7年4月1日から施行されたことに伴い、専決処分にて改正を行ったものでございます。

それでは、主な改正内容について御説明いたします。

まず、個人住民税につきまして、物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整対策の観点から、所得税と同様に給与所得控除の見直し及び所得控除において特定扶養親族特別控除額が創設されたため、必要な改正を行っております。

次に、軽自動車税につきまして、令和7年3月に熊本県税条例が改正され、令和7年4月より障害者自動車税減免制度が拡充されたことに伴い、本町におきましても対象範囲を拡充する改正を行っております。

具体的に申し上げますと、現行は、本人が障害者手帳をお持ちの御本人が所有、運転する車両について減免していたものを、本人及び生計を一にする家族が所有、もしくは運転する車両についても減免の対象とするよう拡充するものでございます。その他、上位法の改正に伴い、必要な改正を行っております。

以上、主な改正内容について御説明を申し上げましたが、御承認賜りますようお願いいたします。説明を終わります。

○議長（牛嶋津世志君）提出者の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。  
質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）討論なしと認めます。

これから承認第2号、専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。本件については承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）異議なしと認めます。したがって、承認第2号、専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定いたしました。

-----○-----

#### 日程第5 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて

##### （高森町国民健康保険税条例の一部改正）

○議長（牛嶋津世志君）日程第5、承認第3号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。税務課長、眞原友紀君。

○税務課長（眞原友紀君）承認第3号で報告いたします、専決いたしました高森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。

今回の一部改正につきましては、地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令が令和7年3月31日に公布され、令和7年4月1日から施行されたことに伴い、専決処分にて改正を行ったものでございます。

それでは、主な改正内容について御説明いたします。

国民健康保険税の課税限度額につきまして、国民健康保険の被保険者間の保険税の公平性の確保の観点から、今回、賦課限度額を引き上げるとともに、低所得者世帯の保険税負担を考慮し、国民健康保険税の軽減措置についても5割軽減及び2割軽減の対象世帯に係る所得判定基準額について見直しを行うものでございます。

具体的には、国民健康保険税の基礎課税額の限度額を65万円から66万円に、後期高齢者支援金等賦課限度額を24万円から26万円に引き上げるものです。

また、軽減する所得判定基準についても5割軽減の被保険者に乗ずる金額を29万5,000円から30万5,000円に、2割軽減の被保険者に乗ずる金額を54万5,000円から56万円にそれぞれ引き上げるものでございます。

以上、改正内容について御説明申し上げましたが、御承認賜りますようお願いい

たしまして、説明を終わります。

○議長（牛嶋津世志君）提出者の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。  
質疑はありませんか。10番、佐伯議員。

○10番（佐伯金也君）10番、佐伯です。

今日、ポイントチャンネル等をもう見られてると思うんだけど、町民の皆さんたちが。こういうふうに金額が上がってくる場合において、やっぱり該当する住民の方たちが多数いらっしゃると思います。おおむね今最高額の健康保険税を納めてる方たちと後期高齢者の保険料を納めてる方たちが、基準としてどの程度ずつ負担が増えてくるかということ、例を挙げて教えていただきたいと思います。

○議長（牛嶋津世志君）税務課長、眞原友紀君。

○税務課長（眞原友紀君）10番、佐伯議員の御質問にお答えいたします。

今、国民健康保険税の課税限度額の上限が、これは昨年度も専決処分と同じ改正をしておりますけれども、現行が今106万円、3月31日までがですね。今年度4月から109万円ということで、上限一番上の方が109万円が限度額ということで、上限額が今回引き上げられてるものでございます。逆に、5割軽減及び2割軽減の方たちに関しましては、その範囲が広がったと。高所得者の方については限度額を引き上げて、低所得者の方に関しては限度額が若干下がるというような形になってくると思います。

以上でございます。

○議長（牛嶋津世志君）ほかに質疑はございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）討論なしと認めます。

これから承認第3号、専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

お諮りします。本件については承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）異議なしと認めます。したがって、承認第3号、専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定いたしました。

-----○-----

日程第6 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて

（令和6年度高森町一般会計補正予算）

○議長（牛嶋津世志君）日程第6、承認第4号、専決処分の承認を求めることについて

を議題といたします。

提出者の説明を求めます。町長、草村大成君。

○町長（草村大成君）承認第4号で御報告いたします、専決第4号、令和6年度高森町一般会計補正予算（第10号）について御説明を申し上げます。

専決しました内容は、3月末に確定しました地方交付税やふるさと応援寄附金に伴う最終調整等を行うものでございまして、歳入歳出それぞれ1億7,495万6,000円を追加し、予算の総額を95億4,969万5,000円とするものでございます。

7ページをお開きください。

第2表、地方債補正につきましては、地方債を活用して実施する各事業におきまして事業費が確定したことに伴い、借入額が変更になった分について、それぞれ限度額を補正しております。

続いて、歳入の主なものについて御説明いたします。11ページをお開きください。

第1款町税から、13ページ、第11款地方交付税までの各種交付金、交付税につきましては、年度末に交付決定通知があり、実際に歳入で受け入れた額に合わせるための補正を行っております。

13ページ、第11款地方交付税につきましては、普通交付税の追加交付決定と3月末の特別交付税の交付決定により1億4,742万2,000円を増額しております。特別交付税につきましては、最終的な特別交付税額が約4億2,600万円となりました。

続きまして、18ページをお開きください。

18ページの下方にあります、18款寄附金につきましては、ふるさと応援寄附金及び企業版ふるさと納税寄附金等の状況に応じて補正を行っております。

19ページの第19款繰入金につきましては、各種基金を活用して実施する事業について、事業費の確定に伴いそれぞれ計上しております。

続きまして、歳出について説明いたします。22ページからが歳出になりますが、全体にわたりまして、年度末における最終的な調整をしております。

なお、説明欄に財源組替えとあるものは、補助金や地方債の確定に伴い財源を変更したものになります。

40ページをお開きください。

第12款諸支出金につきましては、各基金への積立金を補正いたしました。このうち財政調整基金につきましては1億7,754万3,000円を積み増しました。そして、ふるさと応援寄附金につきましては、令和6年度に御寄附いただいた最終

金額が約25億1,000万円というふうになっております。

なお、令和6年度末時点での財政調整基金残高は約25億6,000万円、ふるさと応援基金残高は約11億円程度となる見込みです。

以上、専決しました内容について御説明申し上げましたが、御審議の上、御承認賜りますようお願いいたしまして、説明を終わります。

○議長（牛嶋津世志君）提出者の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。8番、後藤三治君。

○8番（後藤三治君）8番、後藤です。

幾つかちょっと質問させていただきます。

専決の理由の中にもありましたけれども、地方交付税が確定しということ、いつも今頃、3月31日前に最終的に入ってくるのかなというふうに思いますが、いつ入ってきたのかをひとつお聞かせいただきたいなど。その額が1億4,000万円ほどあったからというふうに思っております。

それから、歳出の中で、私はこの1億4,000万円が、23ページの委託料の地方創生に資する開発と相違するのかなというふうに始め思っておりましたが、大体同じくらいの額ですのでそうかなと思っていたんですが、特別交付税は、要するに、今までやっていた事業の財源を・・・なりされたということで、さっきのちょっとお聞きしますと、これはふるさと納税に要した費用ということで、なぜそうであるならここに記載してるのかなというのが1点ありました。ふるさと納税につきましては、25ページにいろいろ掲載してありますので、その中の委託料か何かで計上すると分かるのかなと思ったんですが、内容はちょっと理解しました。

そこでちょっとお尋ねしたいんですが、この専決というのはどういう時期に行うのかというのが1点なんです。多分、年度末はなかなか予算的に議員さんを招集して議会を開くことができないので、その後、4月、あるいは5月には専決した内容を報告するのが1点と、年度内に災害等やむを得ない理由があつて、専決をして予算を確保しなければならないという場合の2点かなと思っております。この時期の専決については、基本的には年度内の予算の不用額を出さないように調整するという意味が一番ではないかなと私は感じておりました。ところが、先ほど言ったように、3月31日専決において1億4,000万円の事業、先ほど私が申しましたように、ふるさと納税と私は全然思っていなかったものですから、新たな事業を3月31日から起こして、どのように処理するのかということをお聞きしましたら、そういうことであるということで納得はしたんですが、この専決、この3月31日の専決ですね、これだけ巨額が動くという予算が計上することが本当にいいのかどうか。財政係としてはどのように思っておられるのか。

直近3月の定例会もあっておりますので、その時期にある程度の予算を定めて、仮にそれが不用額となったとしても、それは説明がつくんだと思うんです。ただ、3月31日にこういった大きな予算を出されますと、やはり、この予算書を見た人からすると、もう事業はできないんじゃないか。どういうふうにするのかと。まして、3月31日であれば繰り越しもできません。そういうことにはならないのかなというふうに私は思いましたので、財政系の予算執行上の問題としてどのような考えをお持ちなのかをお聞かせいただきたいなというふうに思います。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（牛嶋津世志君） 財政係長兼総合調整係長、児玉明君。

○総務課財政係長兼総合調整係長（児玉 明君） 財政担当係長をしております児玉です。8番、後藤議員の御質問について、2点いただいておりますのでお答えさせていただきます。

まず1点目、交付税につきまして、その受入れ月というところでございますけれども、例年、国・県のスケジュールでおおよそ決まっております、3月下旬交付決定、受入れとなっております。令和6年度は、令和7年3月21日交付決定、令和7年3月25日に受入れをしております。これをもちまして交付税の総額が確定したところにより、今般、計上しているところでございます。

それから、2点目、専決処分につきまして御質問をいただいたところでございます。専決処分につきましては、議員の皆様御存じのとおり、自治法第179条におきまして、その専決処分が認められているところでございます。特に179条の急施専決処分と申しますけれども、急いである必要がある専決処分につきましては、地方公共団体の首長に認められてる権限でございまして、自治法に基づき、今回、専決してるところでございます。

今回の本事案の御指摘いただいた事案以外にも、議員御指摘のとおり減額が主でございまして、また、歳入の最終調整というところが3月31日の専決の趣旨でございます。

前提としまして、予算の議決につきましては、地方自治法第211条第1項にありますとおり、広く町民の意見を財政の中に取り入れることが必要ということで予算の議決があると解しております、財政係としましてもその法の趣旨に基づき、適正に今後もまた処理してまいるところでございます。

○議長（牛嶋津世志君） 町長、草村大成君。

○町長（草村大成君） 8番、後藤議員の御質問にお答えさせていただきます。

議員がおっしゃるとおりで、御承知のとおりだというふうに思っております。議員御承知のように節の区分に項目がある中で、充てるとするならば、この清算に関し

ては委託料しか充てようがないというところもお分かりだというふうに思っております。委託となると、どうもこれから委託を始めるというふうに議員がおっしゃるように、例えば、知らない方が見られたときに、やはり勘違いされるというところがございます。完全出来高の清算払いとして、この節の区分に何か清算でもあればいいんですけど、この委託料の中で清算するというところでしか現時点ではやり方がない。それか、もしくは、やはり今年度から補正補正のたびにするのは非常にちょっと計算するのが大変だし面倒なわけではありますが、なるべく、例えばの話、半年後とかそういうところで1回補正を入れるとか、そこで一旦清算するとか、そういうやり方を、今後、財政担当には指導していくべきかなというふうに、今お話を聞きながら思ってたところでございます。

以上でございます。

○議長（牛嶋津世志君）8番、後藤三治君。

○8番（後藤三治君）ただいま財政担当と町長のほうから御答弁いただきました。できますなら、先ほど私が申し上げましたとおり、多少無理が出てくるかとは思いますが、3月の定例会でやはり、要するに、予算というのはあくまでも見込みですから、そういう意味では多少不用額が残ったとしても、やはり定例会でして、もしそれで不用額が出た場合は説明はつくんじゃないかなというふうに感じます。それも一つのやり方だと思いますので、今後、十分協議されて、私としては最終的3月31日でこういう金額が残るとするのは、あまりよろしくないんじゃないかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（牛嶋津世志君）ほかに質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）討論なしと認めます。

これから承認第4号、専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

お諮りします。本件については承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）異議なしと認めます。したがって、承認第4号、専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定いたしました。

-----○-----

日程第7 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて

(令和6年度高森町国民健康保険特別会計補正予算)

○議長(牛嶋津世志君) 日程第7、承認第5号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。健康推進課長、津留大輔君。

○健康推進課長(津留大輔君) おはようございます。

承認第5号で提案いたしました、令和6年度高森町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)について御説明を申し上げます。

今回の補正は、令和6年度の国民健康保険事業費が確定したことに伴い、専決処分にて最終調整を行ったものでございます。

予算書の1ページをお開きください。

今回の補正は、既定の予算から8,402万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億8,949万9,000円とするものでございます。

6ページをお開きください。

歳入につきましては、国民健康保険税や国・県の補助金、繰入金等の額の確定に伴う補正を行っております。

続きまして、10ページをお開きください。

歳出につきましては、保険給付費の額の確定に伴う不用額の減額が主なものであり、最後に13ページ、予備費において収支の調整を行っております。

以上、今回専決処分しました補正予算について、その概要を御説明いたしました。が、御審議いただき御承認賜りますようお願いいたします。説明を終わります。

○議長(牛嶋津世志君) 提出者の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(牛嶋津世志君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(牛嶋津世志君) 討論なしと認めます。

これから承認第5号、専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

お諮りします。本件については承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(牛嶋津世志君) 異議なしと認めます。したがって、承認第5号、専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定いたしました。

-----○-----

日程第8 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて

(令和6年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算)

○議長(牛嶋津世志君) 日程第8、承認第6号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。健康推進課長、津留大輔君。

○健康推進課長(津留大輔君) 承認第6号で御報告いたしました、令和6年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)につきまして御説明申し上げます。

今回の補正は、令和6年度の後期高齢者医療事業費が確定したことに伴い、専決処分にて最終調整を行ったものでございます。

予算書の1ページをお開きください。

今回の補正は、既定の予算から191万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億3,067万5,000円とするものでございます。

6ページをお開きください。

歳入につきましては、歳入全般にわたり額の確定に伴う補正を行っております。

7ページからの歳出につきましても同様に、額の確定に伴う補正を行い、最後に8ページ、予備費において収支の調整を行っております。

以上、今回、専決処分しました補正予算について、その概要を御説明いたしましたが、御審議いただき御承認賜りますようお願いいたしまして、説明を終わります。

○議長(牛嶋津世志君) 提出者の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(牛嶋津世志君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(牛嶋津世志君) 討論なしと認めます。

これから承認第6号、専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

お諮りします。本件については承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(牛嶋津世志君) 異議なしと認めます。したがって、承認第6号、専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定いたしました。

-----○-----

日程第9 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて

(令和6年度高森町介護保険特別会計補正予算)

○議長(牛嶋津世志君) 日程第9、承認第7号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。健康推進課長、津留大輔君。

○健康推進課長（津留大輔君）承認第7号で御提案いたしました、令和6年度高森町介護保険特別会計補正予算（第6号）について御説明を申し上げます。

今回の補正は、令和6年度の介護保険事業費が確定したことに伴い、専決処分にて最終調整を行ったものでございます。

予算書の1ページをお開きください。

今回の補正は、既定の予算から1,652万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億2,256万円とするものでございます。

6ページをお開きください。

歳入につきましては、介護保険料や補助金、交付金、繰入金の額の確定に伴う補正が主なものでございます。

続きまして、8ページをお開きください。

歳出につきましては、保険給付費等の確定に伴う不用額の減額が主なものであり、最後に10ページ、予備費において収支の調整を行っております。

以上、今回、専決処分しました補正予算について、その概要を御説明いたしましたが、御審議いただき御承認賜りますようお願いいたします、説明を終わります。

○議長（牛嶋津世志君）提出者の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）討論なしと認めます。

これから承認第7号、専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。お諮りします。本件については承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）異議なしと認めます。したがって、承認第7号、専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定いたしました。

-----○-----

日程第10 承認第8号 専決処分の承認を求めることについて

（令和6年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算）

○議長（牛嶋津世志君）日程第10、承認第8号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。生活環境課長、二子石誠君。

○生活環境課長（二子石 誠君）おはようございます。

承認第8号、専決処分の承認を求めることについて、専決第8号で専決処分しました、令和6年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）について御説明いたします。

今回、専決補正いたしました主なものは、事業が確定したことに伴い補正を行ったものです。

予算書の1ページをお開きください。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ9万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億3,831万6,000円とするものであります。

6ページをお開きください。歳入の主なものを御説明いたします。

第5款繰越金、第1目繰越金として9万1,000円減額しております。

続きまして、7ページをお開きください。

歳出について、4款予備費において収支の調整を行っております。

以上、専決いたしました内容について御説明申し上げましたが、御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げまして、説明を終わります。

○議長（牛嶋津世志君）提出者の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）討論なしと認めます。

これから承認第8号、専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

お諮りします。本件については承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）異議なしと認めます。したがって、承認第8号、専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定いたしました。

-----○-----

日程第11 承認第9号 専決処分の承認を求めることについて

（令和6年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算）

○議長（牛嶋津世志君）日程第11、承認第9号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。生活環境課長、二子石誠君。

○生活環境課長（二子石 誠君）承認第9号、専決処分の承認を求めることについて。  
専決第9号で専決処分しました、令和6年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

今回、専決補正いたしました主なものは、事業が確定したことに伴い補正を行ったものです。

予算書の1ページをお開きください。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ2,272万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,862万1,000円とするものであります。

6ページをお開きください。歳入の主なものを御説明いたします。

2款繰入金、1目基金繰入金として2,270万円減額をしております。

続きまして、7ページをお開きください。

歳出につきまして、1款農業用水費、1目管理費において、事業が確定したことにより950万円を減額しております。

以上、専決いたしました主な内容について御説明申し上げましたが、御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（牛嶋津世志君）提出者の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。  
質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）討論なしと認めます。

これから承認第9号、専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。  
お諮りします。本件については承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）異議なしと認めます。したがって、承認第9号、専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定いたしました。

-----○-----

#### 日程第12 同意第4号 高森町職員懲戒審査委員会委員の選任について

○議長（牛嶋津世志君）日程第12、同意第4号、高森町職員懲戒審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。総務課長、岩下雅広君。

○総務課長（岩下雅広君）同意第4号で御提案いたしました、高森町職員懲戒審査委員

会委員の選任について、提案理由の説明を申し上げます。

これまで高森町職員懲戒審査委員会委員を務めていただきました前総務課長の岩下徹氏は、先月3月31日をもって退職されたため、その後任といたしまして、さきの3月定例議会で議員の皆様の御同意をいただき副町長に就任されました沼田勝之氏を同委員に選任するものでございます。

同氏は、本町職員懲戒審査委員会委員に適任者でありまして、同委員の選任につきましては、高森町職員懲戒審査委員会規則第2条第2項の規定により、議会の同意を得る必要がありますため御提案申し上げるものでございます。

御審議の上、御決定いただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（牛嶋津世志君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）質疑なしと認めます。

これから同意第4号、高森町職員懲戒審査委員会委員の選任についてを採決いたします。この採決は起立によって行います。

同意第4号、高森町職員懲戒審査委員会委員の選任について。

[「議長」と呼ぶ者あり]

○10番（佐伯金也君）本来は退席をせなんけん。

○議長（牛嶋津世志君）じゃあ、一応、退席。

（副町長 退席）

○議長（牛嶋津世志君）失礼いたしました。本人の退席を求めました。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）討論なしと認めます。

これから同意第4号、高森町職員懲戒審査委員会委員の選任についてを採決いたします。この採決は起立によって行います。

同意第4号、高森町職員懲戒審査委員会委員の選任について、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

[賛成者起立]

○議長（牛嶋津世志君）全員起立です。したがって、同意第4号、高森町職員懲戒審査委員会委員の選任については、原案のとおり可決されました。

それでは、副町長、沼田勝之君、入室どうぞ。お願いいたします。

(副町長 入室)

-----○-----

**日程第13 議案第40号 令和7年度高森町一般会計補正予算について**

○議長（牛嶋津世志君）続きまして、日程第13、議案第40号、令和7年度高森町一般会計補正予算についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、草村大成君。

○町長（草村大成君）議案第40号で御提案いたしました令和7年度高森町一般会計補正予算（第1号）について、御説明を申し上げます。

今回の補正は、高森中学校新デザイン制服購入給付事業の予算を計上したものでございまして、歳入歳出それぞれ197万4,000円を追加し、予算総額を78億4,197万円とするものでございます。

予算書の7ページをお開きください。

歳入につきましては、今回、歳出で計上いたしました事業の財源とするため、繰入金計上しておりますが、内容につきましては、歳出予算説明の中で御説明を申し上げます。

8ページをお開きください。

第9款教育費、第1項教育総務費、第2目事務局費に消耗品費として197万4,000円を計上しております。こちらにつきましては、令和7年度当初予算に計上をさせていただきました高森中学校新デザイン制服購入給付事業について、既に議会から議決をいただきまして給付が終わってる冬服に加え、新たに夏服の給付を衣替え前に実施するための費用を追加するものでございます。財源は、一般財源での実施を予定しております。

なお、事業の実施形態につきましては、令和7年度当初予算の概要書別紙に記載のとおり、変更はございません。

以上、今回、御提案しております補正予算について、その概要を御説明申し上げましたが、御審議の上、御決定賜りますようお願いをいたしまして、説明を終わります。

○議長（牛嶋津世志君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。10番、佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君）10番、佐伯でございます。

今、町長が述べられたとおり、単独その他事業ということで高森中学校新デザイン制服購入給付事業の中で、3月の定例議会で561万円組まれておりました。普通、当初予算ですから4月からは冬服であったと思います。6月ぐらいからは夏服に切り替わっていくわけでありましてけれども、本来、制服を導入する、要するに切

り替えて導入して皆さんたちに着ていただくということなのですが、もうすぐに夏服が必要なことは分かっておったことでありますけれども、何で当初予算で最初から組んでいなかったのか疑問でなりません。本来、これはセットだろうと思うんですけれども、何でセットじゃなかったのかなど。特に、この事業については町長も述べられたとおり、これは重点事業なんです。高森町の重点施策の一部であるということで、こういうふうに概要書にまで書いてある事業であったわけですが、それにおいて、何で夏服が含まれていなかったのかなというふうに思いますけれども、その点、教育委員会でどういうふうな取扱いをされたのかということをお伺いしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（牛嶋津世志君）教育委員会事務局長、村上純一君。

○教育委員会事務局長（村上純一君）10番、佐伯議員の御質問にお答えいたします。

本来、当初予算に計上すべきじゃないかという御意見でございます。当初予算編成時までに、少し背景をお話しますと、熊本市内の市立の中学校で制服の標準服が導入されるという情報がございまして、まず、生地を確保することが難しくなるということが情報で寄せられておりました。令和6年12月に当初予算を編成してる間に、冬服の生地の確保であったり、単価の見積りを示されましたが、あらかたの金額は夏服も示されておったところですが、熊本市の標準服が夏服もポロシャツが入れられるといったところで、既存の新2年生、3年生もその服を選べるようになるといったことで、この生地の確保であったり、金額の確保という部分が令和7年度当初予算編成時までに私どものところで確定的なものが持つことができませんでしたので、そういった中で、令和7年3月に入りまして、町の衣料品組合から生地の確保の連絡と単価価格の連絡がございましたので、令和7年当初予算編成時までに夏服の確定的なものがお示しすることができなかったといったことで、今回の臨時議会で補正予算をお願いするものでございます。町長の説明の中にもありましたけど、5月31日までに夏服の移行が完了しますので、そこまでに生徒たちが自ら考えたデザインの制服を夏服もしっかり準備してあげたいと考えております。

以上でございます。

○議長（牛嶋津世志君）10番、佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君）10番、佐伯です。

諸事情は分かりましたが、最初、概要書の中でこれだけうたってあるという事業でありますから、その点については概算でもいいから、予算の作成については精度が必要だと思う。しかしながら、残れば補正で落とせばいいわけだし、足りなければ、また補正で組めばいいわけだしと思うわけで、特に、4月から新年度始まって、新学期が始まってすぐ夏服になるということを考えれば、やはり夏服メインでも

やっぱり考えていくべきではなかったのかなと思います。生地がとか熊本市の状況がとか言われるけれども、うちの場合は、新制服でいくというふうの方針を決めてある以上は、新制服でいくという上において予算は作成すべきであったと思います。精度が必要だからと、要するに精度を高めるためにということであるならば、冬服のほうで実際要求された金額どおりに1円も変わらずそれが使われたかということもこれ疑問になるわけです。ですから、本来、夏服も含めたところで、夏服はすぐ購入するだろうというところで、生徒数を掛けて予算を決めておかないと、向こうから言ってきた金額をそのまま予算にするんじゃないかと、やはり、町としてどれだけの金額を予定しておるとのことだけは、私は前提的に必要だと思うんです。青天井で目玉事業を、要するに重点事業だから要求された金額丸々大丈夫ですよじゃなくて、やはり、町としてはこれだけの予算内で行きたいという、その予算というのは必要であると思うんだけど、その予算についての考え方がどうであるかと思うんですが、その辺ちょっと甘いんじゃないかなと。要するに、業者に対して緩いんじゃないかなと思うんですけれども、その辺の審査の仕方、言われた金額をそのままじゃあおのせたということで捉えてよろしいんですか。

○議長（牛嶋津世志君）教育委員会事務局長、村上純一君。

○教育委員会事務局長（村上純一君）10番、佐伯議員の御質問にお答えいたします。

中学生が考案したデザインですので、その場でその会社でしかデザインができないといったことで、見積価格を予算に計上しております。

また、今回、新2年生、新3年生の部分を町のほうで支援しておりますので、新1年生が御家庭で購入される部分については、金額がお示しする必要がございますので、新1年生、あまり不確定な部分で予算の部分と御家庭で負担される部分があり大きく開いてしまうと、新1年生のところの家庭負担も考えた結果、夏服の部分が見積りをしっかり最後まで待って対応しなかったといったのが委員会としての予算編成時の考えでございます。

以上です。

○議長（牛嶋津世志君）10番、佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君）10番、佐伯です。

生徒に1人残らず渡ってしまうというやり方を考えていくということで、非常に今の物価の状況からしたときに、金額を出すのは大変であったと思うんだけど、ただ、公共のいろんな事業等に考えていくのは、ある程度予算があって、その予算の範囲内でやっていくということで、担当課・局については事前に見積書をしたり、それに対する根拠となる事業費をいろんなところから取り寄せて立てていくという作業をしていくわけで、予算の範囲内じゃなかったから今回補正が出たわけで、そ

の中には冬服しか入ってなかったから、今回、夏服をしたということでもありますので、私が言うのは、最初からこの3月の定例議会において、令和7年度の事業で冬服、夏服も見合わせた、要するに、金額を積み上げたところで出すべきであったでしょと。だから、向こうの金額が出なかったからとか、生地が手に入らなかったとかじゃなくて、それを前提で大体このくらいの金額を予算で計上しておくというやり方が一番妥当であったと思います。ですから、今回、いきなりポンと夏服、これは当たり前なことだろたいと。冬服、夏服要るといふのはというふうに思います。その辺について、今後、最後、教育長、局内においてこういうふうな予算の出し方について、今回のようなやり方について、恐らく協議をされたと思います。最後、今後こういうことについて、令和7年度どういうふうに局内で対応していくというのが事前に協議されたのかというのを報告をいただきたいと思います。

○議長（牛嶋津世志君）教育長、古庄泰則君。

○教育長（古庄泰則君）おはようございます。10番、佐伯議員の御質問にお答えします。

今、詳細については事務局長のほうから答弁したとおりでございますけれども、今、お話を聞きながら、当然、予算の範囲内で施策は執行すべきものであるというように、基本的な部分を今後もしっかり大事にしながら、教育委員会内においてそういったところを徹底するように、今後、進めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（牛嶋津世志君）ほかに質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）討論なしと認めます。

これから議案第40号、令和7年度高森町一般会計補正予算についてを採決いたします。この採決は起立によって行います。

議案第40号、令和7年度高森町一般会計補正予算について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（牛嶋津世志君）全員起立です。したがって、議案第40号、令和7年度高森町一般会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

○議長（牛嶋津世志君）以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。令和7年第3回高森町議会臨時会を閉会いたします。お疲れさまでした。

-----○-----

閉会 午前11時19分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

高森町議会議長

高森町議会議員

高森町議会議員